

荒川区告示第217号

指定障害児通所支援事業所の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業所を次のように指定した。

令和8年 6月 8日

荒川区長 滝口 学

- 1 事業者名及び所在地 株式会社城東会
東京都中野区松が丘二丁目2229番の502
- 2 申請者の名称 代表取締役 木暮 卓也
- 3 事業所名及び所在地 ひみつきち 小台駅前
東京都荒川区西尾久 5-8-23
アドバンス西尾久 1階
- 4 指定年月日 令和8年6月1日
- 5 事業の種類 児童発達支援（重症心身障害児外）
放課後等デイサービス（重症心身障害外）